

建物 も あなたと同じ

健康診断

福井市建築指導課

1. はじめに

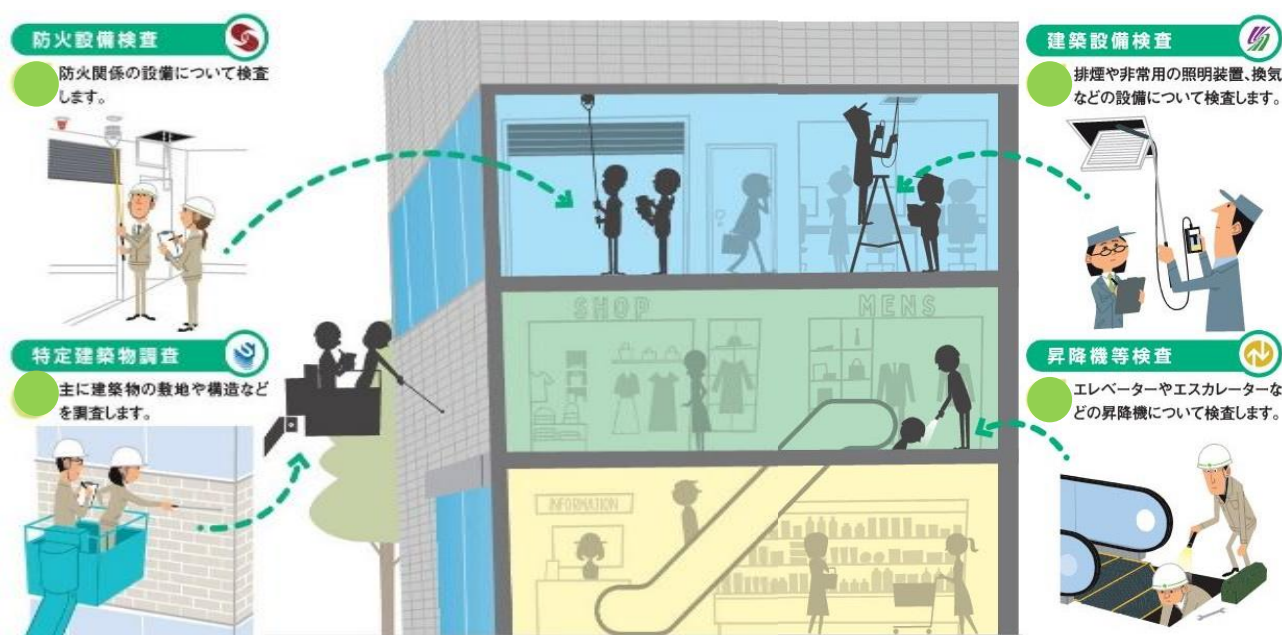
いつまでも安全で快適な建築物にしておくためには、人が人間ドッグなど健康診断を受けるように、建築物や建築設備も定期的に健康診断を受ける必要があります。

建築基準法では、着工前の適法性のチェック(確認申請)だけでなく、使用中の適法な状態を維持していく観点から定期的な報告を求める制度が設けられています。

2. 建築基準法に基づく定期報告制度の概要

建築物の使用開始後の報告を求める制度は、「定期報告制度」といい、建築物の損傷や腐食等の劣化状況のチェックを基本として、不適切な改修・リフォーム等によって、違反状態となっていないかのチェックも合わせて実施し、その結果を特定行政庁(福井市)に報告することを建物所有者・管理者に対し義務付けしています。

これらのチェックは調査資格者(一級建築士、二級建築士、国土交通大臣から資格者証の交付を受けた調査員・検査員)でなければ実施できないことから、定期報告制度の安定性・信頼性を確保しています。



※定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象(百万円以下の罰金)となります。
(建築基準法第101条第2号)

●定期報告対象の建築物

用途	規模(次のいずれかに該当するもの)	報告時期
建築基準法施行令第16条第1項に掲げる建築物		令和8年7月～12月 (以降3年ごと)
劇場 映画館 演劇場	・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ・主階が1階にないもの ・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が地階にあるもの	
観覧場 公会堂 集会場	・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が地階にあるもの	
病院 有床診療所 旅館 ホテル 就寝用福祉施設※ 等	・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・2階にある対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が地階にあるもの ※就寝用福祉施設:サービス付き高齢者向け住宅、認知症 GH、障害者 GH 助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設 等	
体育館 スポーツの練習場 博物館 等	・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・対象用途の床面積が2,000㎡以上のもの	
飲食店 物販店 展示場 キャバレー 遊技場 等	・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・2階にある対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの ・対象用途の床面積が3,000㎡以上のもの ・対象用途(床面積の合計が100㎡超の部分)が地階にあるもの	

※対象用途が避難階のみにある場合は対象外

●定期報告対象の建築設備

設備の種類	規模	報告時期
建築設備	特定行政庁が指定する建築設備(定期報告対象建築物に設置されたもの) ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用の照明装置	毎年 7月～12月
昇降機	建築基準法施行令第16条第3項第1号に掲げる昇降機 ・エレベーター ・エスカレーター ・フロアタイプの小荷物専用昇降機	毎年 検査済証交付日の 属する月の翌月
防火設備	建築基準法施行令第16条第3項第2号に掲げる防火設備 ・定期報告対象建築物に設置されたもの ・病院、有床診療所、就寝用福祉施設のうち、対象用途の床面積が200㎡を超える建築物に設置されたもの	毎年 7月～12月
常時閉鎖式 防火扉	・病院、有床診療所、就寝用福祉施設のうち、対象用途の床面積が300㎡を超える建築物に設置されたもの	令和8年7月～12月 (以降3年ごと)

●定期報告対象の工作物

工作物の種類	規模	報告時期
工作物	建築基準法施行令第138条第2項に掲げる工作物 ・観光用エレベーターおよびエスカレーター ・高架の遊戯施設(コースター等) ・原動機を使用し回転運動をする遊戯施設(メリーゴーランド、観覧車 等)	毎年 検査済証交付日の 属する月の翌月